

第2次学校安全の推進に関する計画の策定に向けた これまでの審議経過について

目次

(はじめに)

I 児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題

(II 今後の学校安全の方向性)

III 学校安全を推進するための方策

1. 学校における安全に関する組織的取組の推進

- (1) 学校における人的体制の整備
- (2) 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底
- (3) 学校安全に関する教職員の研修・養成の推進

2. 安全に関する教育の充実方策

- (1) 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進
- (2) 優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実
- (3) 現代的課題への対応

3. 学校の施設及び設備の整備充実

- (1) 学校施設の安全性の確保のための整備
- (2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実

4. 学校安全に関するPDCAサイクルの確立

- (1) 学校における安全点検
- (2) 学校管理下における事件・事故災害発生後の対応

5. 「チームとしての学校」の推進と地域社会、家庭、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- (1) 地域・家庭との連携・協働の推進
- (2) 関係機関との連携による安全対策の推進

はじめに

○本文の内容を踏まえ、「はじめに」を記載。

I 児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題

- 生活安全については、日常の学校管理下における事故の現状として、独立行政法人日本スポーツ振興センターによれば、平成 27 年度には、学校管理下における事故は、負傷・疾病が約 108 万件¹、死亡事故が 63 件発生している。現行計画策定時点（平成 22 年度実績値）では、それぞれ、113 万件、74 件であったため、件数自体は減少しているものの、発生率で見ると、負傷・疾病は横ばいであり、死亡事故は下げ止まっている。特に、負傷・疾病に関しては、高等学校段階での発生率が増加傾向²にある。
- また、児童生徒の犯罪被害認知件数や学校における刑法犯認知件数は、過去 10 年間で全体として減少傾向であるが、平成 26 年には、13 歳未満の子供の略取誘拐事件が 100 件を超えるなど、通学中を含め、児童生徒等の安全を脅かす事件は依然として発生している。
- 交通安全については、交通事故は、成人も含め平成 27 年には約 54 万件発生し、負傷者が約 67 万人、死者が 4,117 人（24 時間死者数）に上っている。児童生徒等の交通事故による死者数は近年減少傾向にあるが、なお 114 人（24 時間死者数）に上っている。また、児童生徒等が加害者となるケースも含めて、自転車乗車中の事故が依然として発生しているとともに、歩行中の交通事故を年齢別に見ると、7 歳の事故が突出して多いといった特徴も明らかとなっている。
- 災害安全については、これまで我が国は多くの自然災害を経験しており、平成 23 年 3 月の東日本大震災以降も、各地で地震や風水害などにより多くの被害が発生しているところである。また、近年では、これらの災害の経験が少なかった地域において災害が発生し、被害をもたらしている例もある。さらに、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害のため、未だ多くの児童生徒等が避難生活を強いられている。

II 今後の学校安全の方向性

○本文の内容を踏まえ、次期計画の基本的方向性を記載。

¹ 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付において医療費を支給した平成 27 年度の災害の発生件数（保育所を含む。）

² 高等学校段階での負傷・疾病の発生率が増加していることについては、部活動を行う高校生数が増加していることが要因の一つと考えられるが、さらなる分析が必要である。

Ⅲ 学校安全を推進するための方策

1. 学校における安全に関する組織的取組の推進

(1) 学校における人的体制の整備

<これまでの取組と課題>

- 現行計画では、学校において、学校安全計画の立案・実行の中心となる者を校務分掌において位置付けることの有効性や、教科担任制である中学・高等学校において、総合的な安全教育のコーディネートをする担当を明確化することの必要性などが提起されており、平成 25 年度末時点では、学校安全計画を策定している学校のうちの 97.9%において学校安全の中核となる教職員が位置づけられている。

- 学校の設置者によっては、各学校に防災主任を配置し、学校での防災教育や防災管理などの実践活動に生かしている例がある一方、優れた安全教育・安全管理の取組の多くは、一部の意欲のある教員によって担われているという指摘もあり、全国の学校における優れた安全教育・安全管理の取組の普及・定着に向け、学校内の人的体制整備に引き続き取り組むことが求められる。

<今後の取組の方向性>

- 国は、学校安全の中核となる教職員が担うべき役割や効果的な実践事例の整理・検証などを行うことが必要である。学校や学校の設置者は、国の取組を踏まえて、学校安全の中核となる教職員の役割の明確化や、その者に対する研修等を充実し、各学校における安全の取組を推進していくことが必要である。

- 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）で提言されているように、教職員が安心して教育活動に取り組むことができるよう、学校事故や訴訟が提起された場合など、法令に基づく専門的な対応が必要な事項や子供の安全管理など専門知識等に基づく対応が必要な事項に関し、教育委員会において学校や教職員を支援する体制の整備が重要である。

- 各学校においては、警備員の配置や地域のボランティアなどによる巡回・警備が行われているところであるが、「チームとしての学校」や家庭・地域との連携・協働に係る推進方策も踏まえつつ、外部人材を活用した人的体制を充実する取組を今後とも進めていく必要がある。

(2) 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底

<これまでの取組と課題>

- 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）³に基づき、各学校においては、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（以下危機管理マニュアル）の策定が義務付けられており、平成 25 年度末時点では、それぞれ 94.9%、95.5%の学校において策定されている。法律上義務付けられた学校安全計画等の策定は、設置者や学校種の別を問わず、どの学校に通っていても児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるようにするために必要最低限のものであるが、同法の施行後 5 年以上が経過してもなお、学校安全計画等が策定されていない学校が存在していることは、極めて問題である。

- 現行計画においては、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に保護者等の迎えが不可能な場合の対応など、地域の特性を勘案して、起こり得る様々な状況に応じた具体的な対策やマニュアルの必要性が指摘されている。これを踏まえ、国は、東日本大震災を踏まえて、学校において防災マニュアルを作成する場合の手引きを作成し、各地域の取組を支援してきた。平成 25 年度末時点で、災害時の児童生徒等の引渡しや待機方法について、保護者との間で手順やルールを決めている学校の割合は、79.4%となっており、災害時の対応マニュアルについては引き続き改善が求められる。

- 大学等の高等教育機関も学校保健安全法の対象であり、学校安全計画の策定等が義務付けられているが、学生や施設等の状況が初等中等教育段階とは大きく異なっていることから、高等教育機関における取組は各機関の自主的な取組に委ねられてきた。平成 27 年度末時点では、学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定状況は、それぞれ〇〇%、〇〇%となっており【調査中】、引き続き、その実態に応じた対策を促進することが必要である。

<今後の取組の方向性>

- 全ての学校において学校安全計画及び危機管理マニュアルを早急に策定することが必要である。また、学校や児童生徒等を取り巻く環境が年々変化し、新たな危機事象や各地域でこれまで想定されていなかった自然災害等が発生していることに鑑みれば、既に学校安全計画や危機管理マニュアルを策定している学校においても、不断の検証・改善が必要である⁴。学校安全計画等は毎年その見直しが必要であることは当然であるが、全国各地において発生す

³ 学校保健安全法

（学校安全計画の策定等）

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。

⁴ 学校安全計画を策定している学校のうち、定期的又は必要に応じて、同計画の検証を行った学校の割合：92.2%

る様々な災害、事件・事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことが必要である。また、外部専門家の助言や実際の訓練の結果を反映するなどして、より実証的なものにしていくことが重要である。

- 災害時の児童生徒等の引渡しや待機方法など危険が発生した場合の対処方法だけでなく日常的な安全教育の推進に当たっても、保護者や地域住民との連携が不可欠となることから、可能な限り学校安全計画や危機管理マニュアルの内容を保護者や地域住民と共有し⁵、地域一体となった学校安全の取組を推進していくことが必要である。
- 学校安全計画や危機管理マニュアルに盛り込むべき内容については、国において参考とすべき資料や情報提供が行われてきたが、必ずしも網羅的な情報が整理されて提供されていたとは言い難い面があることから、国においては、各学校における学校安全計画等の改善・充実に資する情報を整理して提供することが必要である。その際、学校安全計画に関しては、前述の安全教育における「カリキュラム・マネジメント」の確立にも資するようなものとするべきこと、また、危機管理マニュアルに関しては、学校を取り巻く危機事象を網羅的に捉えるとともに、幼稚園や特別支援学校を含めた各学校種に対応したものとするべきことに留意が必要である。

(3) 学校安全に関する教職員の研修・養成の推進

<これまでの取組と課題>

- 現行計画でも指摘されているとおり、学校安全に係る取組を中心となって推進するのは教職員であることから、児童生徒等の健康と安全を守る上で必要なことや、児童生徒等に対する指導内容・方法は、教職員が身につけておくべき基礎的な資質の一つである。
- このため、現職教員の研修については、現行計画期間中、国において、最新の安全知識や優れた取組事例などに関する教職員向けの参考資料の作成・普及や、地方公共団体による研修の支援などが行われるとともに、独立行政法人教員研修センターにおける管理職等を対象とした研修が行われてきた。
- また、地方公共団体においては、各地域において学校安全の中核となる教員を対象とした研修が実施されるとともに、初任者研修や10年経験者研修などにおいても安全指導や危機管理に関する内容が扱われているが⁶、地域の実情よって実施内容が異なっていることも事実で

⁵ 学校安全計画を策定している学校のうち、同計画や安全教育等の学校安全の取組を保護者に周知している学校の割合：79.2%、危機管理マニュアルを作成している学校のうち、同マニュアルを保護者に周知している学校の割合：46.7%

⁶ ①初任者研修（文部科学省初任者研修実施状況（平成26年度）調査）

<校内研修の内容>

- ・安全指導（生活安全、交通安全、災害安全）：小学校 76.4%／中学校 73.4%／高等学校 77.9%／特別支援学校 74.6%
- ・危機管理：小学校 70.0%／中学校 68.8%／高等学校 69.1%／特別支援学校 70.1%

ある。

- さらに、教員養成については、学校安全に係る基礎的内容に関する講義を必修科目として開講するなど、教員を志す学生の資質・能力の向上に力を入れている大学もある一方、全ての大学でそのように充実した取組が行われていない。

<今後の取組の方向性>

- 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）においても提言されているように、東日本大震災をはじめとした自然災害や学校管理下における事件・事故災害が繰り返し発生している現状から、全ての教職員が災害発生時に的確に対応できる素養（知識・技能等）を備えておくことが必要である。
- 教員の資質・能力の向上に資するため、国は、管理職、中堅、初任者など教員がそれぞれのキャリアステージに応じて身に付けるべき学校安全に係る資質・能力の具体化・明確化を検討するとともに、学校安全に関する法令など教員を志す学生が身に付けておくことが望ましい知識等について整理し、その結果を教育委員会や教員養成を行う大学に提供することが必要である。また、都道府県教育委員会等は、独立行政法人教員研修センターにおける研修と連動した研修を充実する必要がある。
- また、上記答申中、教職課程の「見直しイメージ」においては、学校安全への対応に関する内容の必修化が提言されているところであり、各大学の教職課程における学校安全の取扱いの充実が期待される。
- さらに、上記答申においては、学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備として、①教育委員会と大学等との協議・調整のための体制（教員育成協議会）の構築、②教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備、③国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成することについても提言されているところであり、これらの体制整備の中において学校安全に関する内容が適切に位置づけられることが必要である。

<校外研修の内容>

・安全指導（生活安全、交通安全、災害安全）：小学校 98.2%/中学校 98.2%/高等学校 86.8%/特別支援学校 91.0%

・危機管理：小学校 88.2%/中学校 89.0%/高等学校 79.4%/特別支援学校 85.1%

②10年経験者研修（文部科学省10年経験者研修実施状況（平成26年度）調査）

<校外研修の内容>

・安全指導（生活安全、交通安全、災害安全）：小学校 17.3%/中学校 18.2%/高等学校 23.5%/特別支援学校 20.0%

・危機管理：小学校 40.9%/中学校 40.9%/高等学校 41.2%/特別支援学校 45.0%

2. 安全に関する教育の充実方策

(1) 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進

<これまでの取組と課題>

- 現行計画においては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体において行われる総合的な安全教育によって、児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせることが学校に求められる第一の役割として挙げられている。

具体的には、

- i) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること
- ii) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること
- iii) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること

など、発達の段階に応じて、児童生徒等の能力を育むことが目標とされている。特に、日常生活においても、状況を適切に判断し最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する教育の重要性とともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」だけでなく、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身につける「共助、公助」の視点からの教育の重要性も指摘され、これらを実現するために教科等を横断する総合的な指導計画の下、系統的・体系的に安全教育を行うことの必要性が提起されている。

- また、安全教育については、学習指導要領総則において、「体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」⁷とされていることや、幼稚園教育要領において「情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。」とされており、現行計画期間中には、各教科等における様々な教育活動を通じて、上記の目標の実現のための取組が行われてきた。

- 一方、現行計画では、学校における系統的・体系的な安全教育の実施により、安全教育の質・量の両面での充実を図ることや、これに資するよう、国が各教科等における安全に関する指導内容を整理して提示することなどの必要性が指摘されているが、各学校における取組

⁷ 中学校学習指導要領総則（平成20年3月）。小学校学習指導要領（平成20年3月）及び高等学校指導要領（平成21年3月）においても同様に記載。

状況については地域差があるとともに、国の作成する教員向けの指導用参考資料は、大まかな教育目標や実践事例の提示はされているが、関係する各教科等の内容や教育課程全体とのつながりが十分に整理されていないなどの課題がある。

<今後の取組の方向性>

○ 「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議まとめ」（平成28年8月26日中央教育審議会教育課程部会）では、「安全で安心な社会づくりのために必要な力」は、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして、「教科等の関係を明確にし、どの教科等におけるどのような内容に関する学びが資質・能力の育成につながるのかを可視化し、教育課程全体を見渡して確実に育てていくこと」とされており、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立や、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善により、安全で安心な生活や社会づくりに必要な資質・能力を、各学校段階を通じて教科等横断的な視点で体系的に育てていくことの重要性が指摘されている。

○ 現行計画において必要とされた系統的・体系的な安全教育を推進する上では、各学校における安全教育に係るカリキュラム・マネジメントの確立が不可欠なものであることから、国は、現行計画の目標を踏まえて育成を目指す安全に関する資質・能力と、各教科等の内容や教育課程全体とのつながりなどについて整理・検討を行う必要がある。

その際、先述の学校における人的体制の整備や学校安全に関する教職員の研修・養成の推進との関連にも留意することが重要である。

○ 各教科等の内容と安全教育の関係については、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議まとめ」に防災を含む安全に関する教育のイメージが例示されているところであり、各学校においては、このようなイメージに基づき、上記の国の検討内容を踏まえながら、地域や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが求められる。また、教育課程の編成にあたっては、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れていくことが求められる。

○ 各学校においては、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくなど、カリキュラム・マネジメントの確立を通じて地域や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが求められる。

(2) 優れた取組の普及による指導の改善・充実

<これまでの取組と課題>

○ 安全教育の目標である、安全で安心な生活や社会づくりに向けて主体的に行動する態度の育成の観点から、現行計画においては、様々な体験的学習の重要性が指摘されていた。これ

を踏まえ、現行計画期間中、各学校においては、通学路の安全マップの作成、緊急地震速報を活用した予告なしの避難訓練など、地域の安全課題に応じて、専門機関等と連携した教育や実践的な避難訓練等が行われてきた。また、国においては、各学校での取組を促進するため、実践的で効果的な指導の工夫改善の在り方を研究し、その成果の普及を目指したモデル事業、安全教育に関する参考資料の作成、研究開発学校を活用した先進的取組の研究等を行ってきた。

- 現行計画期間中の取組により、体験的・実践的な取組は全国的に広がっているものの、その取組状況には地域差があることも事実である。

また、現行計画で、学校における安全教育の効果検証の必要性についても指摘されていることを踏まえ、国はモデル事業を活用した各地域の取組の成果検証などを行ってきたが、各地域の取組を外部専門家の参画により改善するという個別的な試みにとどまっており、総合的に安全教育の取組状況を把握・検証するという段階にまでは至っていない。

- また、現行計画において指摘されているとおり、運動能力や判断能力は、個々の児童生徒等によって相当異なるとともに、児童生徒等の心身は在学中に極めて大きく変化するため、児童生徒等の発達段階や個々の状況に応じた指導を適切に行う必要がある。国は、防災教育に関して、児童生徒等の発達の段階に応じた教育目標の設定や教育展開例の作成などを行ってきたところであるが、各学校において効果的な安全教育を実施するためには、引き続き、児童生徒等の状況に応じた適切な配慮や工夫が求められる。

- 近年、教員の多忙化がとみに指摘されている状況に鑑みれば、指導事例や教材などを学校に示す際には、既に学校で行われている取組を念頭に置きつつ、それらの取組をより効果的に実施することに資するものを適切に提供することが求められている。

- 学校の教育活動全体において児童生徒等の安全を確保することは大前提であるが、児童生徒等の保護という観点のみならず、児童生徒等自身の危険予測・危険回避などの安全に関する資質・能力の育成も重要であることから、基本的な安全管理とバランスの取れた安全教育が求められている。

<今後の取組の方向性>

- 災害等発生時に自ら主体的に行動する態度を育むためには、児童生徒等が自ら危険予測し、安全な行動を考えるような体験的な学習が重要であることは言うまでもない。次期学習指導要領の改訂に向けた議論で提起されている、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善という観点も踏まえつつ、児童生徒等の行動変容につながるような指導の工夫改善の在り方を整理し、示すことも必要である。

- 安全教育の推進に向けた指導の工夫改善の取組を学校教育活動の中にしっかりと定着させていくためには、学校の教育課程全体を見通してどの教科等において何を取り組むのかということや、それぞれの活動がどのように関連しているのかということについて、あらかじめ整理・検討しておくことが必要である。

例えば、地域の防犯、防災、交通安全に係る安全マップ作りは、児童生徒自身に周囲の環境における危険箇所の確認や危険予測を行わせたり、具体的な行動を考えさせたりする上で有効であるが、安全教育の観点だけではなく、教科等の目標と関連づけて地域学習の一環として位置づけるなどの工夫が必要である。

- 安全教育の効果的な実施に向け、教育課程や指導方法、指導体制などを不断に改善していく視点は必要不可欠である。

したがって児童生徒等の意識の変容など、安全教育の実施状況を把握・検証し、教育課程の改善につなげるための方策について引き続き検討が必要である。

その際、児童生徒等の発達の段階や地域の実情は多様であることから、例えば、指導方法を固定的にとらえるのではなく、様々な試みを関係者間で積極的に共有しながら、その教育効果を検証し、効果的な在り方を見いだしていくことが必要である。

- 児童生徒等が危険箇所とされていない場所にいる場合やルールを守って行動している場合においても、適切に周囲の環境に注意を払い安全に行動できる資質・能力を身に付けさせる必要がある。また、地震・津波などの自然現象自体は防ぎようがないことや、交通事故等の危険の無い環境は無いという前提に立ち、児童生徒等が自らを取り巻く環境における危険を適切に認識し、適切な行動に結び付けられるようにすることが重要である。その際、外部有識者の知見を積極的に取り入れ、例えば、これまで教職員では気づきえなかった危険を認識・共有することなどが有効である。

- 安全教育に関する各種指導資料の作成に当たっては、特別支援学校や幼稚園を含めた学校種や児童生徒等の発達の段階を踏まえた留意点を整理・検証するなど、一層効果的な取組へと改善する必要がある。また、それらの取組により得られた知見を広く共有し、全国における安全教育の質的向上につなげることが重要である。

- 学校における避難訓練は、現行計画期間中の取組により、管理職以外の教職員や児童生徒等に予告なく行うもの、緊急地震速報を活用したものなど、実践的な訓練手法が浸透してきており、これを一層推進する必要がある。

- 安全教育の改善・充実を絶えず図っていくためには、効果的な安全教育手法を研究する専門家の養成も重要である。

(3) 現代的課題への対応

<これまでの取組と課題>

○ 現行計画策定前より、生活の様々な場面で児童生徒等が携帯電話やコンピュータを利用する機会が増加し、違法・有害情報サイトを通じた犯罪等に巻き込まれたり、携帯電話等を使ったいじめが発生したりするなどの問題が生じている。近年では、スマートフォンやタブレットをはじめとして様々な電子機器からのインターネットの接続機会が増えるとともに、SNSの普及などインターネットを経由したコミュニケーションツールも多様化していることから、技術の進展に柔軟に対応した対策が必要である。

○ 近年、諸外国において日本人が巻き込まれるテロや犯罪被害が相次いでいる。児童生徒の成長に伴いその活動範囲が海外にも広がることも念頭に置いて、安全教育を行うことが重要である。

<今後の取組の方向性>

○ 児童生徒等をインターネット上の有害情報から守り、また、児童生徒等の情報モラルを育成するためには、教職員や保護者が児童生徒等を取り巻く ICT 環境の現状を正確に理解するとともに、関係省庁、企業、地域社会が一体となって取り組むことが重要である。

○ 海外を含め、様々な環境において安全に関する情報を主体的に収集して危険を予測し、自他の安全を守るために必要な行動をとるためには、安全に関する資質・能力を確実に身に付けさせることが必要である。

3. 学校の施設及び設備の整備充実

(1) 学校施設の安全性の確保のための整備

<これまでの取組と課題>

○ 現行計画で指摘されているとおり、学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点であり、非常災害時には避難所等ともなることから、その安全性を確保することは極めて重要である。

○ 国公立学校における構造体の耐震化及び体育館等の吊り天井の落下防止対策については、平成 27 年度までの完了を目指して取組を進めてきた。その結果、学校の統合など、各地方自治体等の個別の事情により取組が遅れているものを除けば、おおむね完了した状況⁸である。他方、吊り天井以外の非構造部材の耐震点検及び耐震対策については、取組が十分には行われていない状況である。また、私立学校については、国公立に比べて耐震化が大幅に遅れており⁹、非構造部材を含めた耐震化の早期完了が喫緊の課題である。

⁸ 公立小中学校の耐震化率は 98.1% (平成 28 年 4 月 1 日現在)、国立大学等の耐震化率は 97.9% (平成 28 年 5 月 1 日現在)

⁹ 私立学校 (幼稚園・高校等) の耐震化率は 86.4%、私立学校 (大学等) の耐震化率は 88.8% (平成 28 年 4 月 1

- 平成 28 年熊本地震では、古い工法のものや経年劣化が進んだもので被害が顕著であった。また、国公立学校については、これまで耐震化を最優先に進めてきた一方で、老朽化が進行した学校施設の割合が急速に増加¹⁰しており、安全面・機能面の不具合も多く発生している状況にある。こうした実情を踏まえると、非構造部材の落下防止など、安全対策の観点から老朽化対策を行うことが必要である。

<今後の取組の方向性>

- 国公立学校における構造体の耐震化や体育館等の吊り天井の落下防止対策については、現行の方針に従い、今後も引き続き推進すべきである。私立学校の耐震化については、集中的な財政支援を図っていくことはもとより、学校法人や都道府県とも連携し、きめ細やかな対応を行うことが必要である。

- また、古い工法で設置されている非構造部材や経年劣化が進行している学校施設については、地震発生時に大きな被害につながる可能性が高いことのみならず、平時でも安全面・機能面の不具合が発生しうることを踏まえ、非構造部材の落下防止など、安全対策の観点から老朽化対策を進めることが必要である。

- さらに、今後、南海トラフ巨大地震等の発生が懸念されていることから、東日本大震災における津波被害の教訓を踏まえ、津波による浸水が想定される地域では、引き続き必要な津波対策を講じる必要がある。

(2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実

<これまでの取組と課題>

- 現行計画で指摘されているとおり、地域に開かれた学校づくりを進めていく上では、児童生徒等の安全が確保されていることが大前提であり、外部からの不審者等の侵入防止の対策がとられていることが不可欠である。また、災害等の発生時に安全確保のための応急的な対応を確実にとることができるよう、必要な設備を整備しておくことも不可欠である。

- 例えば、平成 25 年度末時点では、92.2%の学校において自動体外式除細動器（AED）が設置（平成 26 年度中に設置予定を含む）されている。また、防犯設備については、ボランティアや警備員の巡回等と合わせ、学校の実情に合わせた防犯体制の整備が行われている¹¹。

日現在（速報値）

¹⁰ 公立小中学校については、築 25 年以上経過し改修が必要な建築面積が全体の 7 割に達している状況（平成 27 年 5 月 1 日現在）

¹¹ 平成 25 年度末時点では、防犯設備の設置やボランティア等による敷地内の巡回等を含め、学校敷地内での不審者の発見・排除のための対応や不審者が侵入するなどの緊急時に備えた対応をとっている学校は、97.5%となっている。

<今後の取組の方向性>

○ AED や防犯設備等は、非常時に有効に活用できなければならないことから、定期的な点検・管理や複数配置を含む設置場所の適正化、教職員の使用訓練を行うことが必要である。

また、学校以外の施設における事件・事故等も参考にしながら、設備等の必要な改善措置を講じることが重要である。安全点検を行う際には、学校の教職員だけでなく、児童生徒等、保護者、外部専門家等も参加して点検する機会を設けるなど、適切に点検が行われる工夫が大切である。

○ 児童生徒等に関する情報が災害時に散逸する可能性があることを考慮して、クラウド・コンピューティング技術等も活用した情報管理や、ICT の活用による安否情報の確認等を進めていくことが引き続き望まれる。学校における ICT の活用促進は、災害時の業務継続や教職員の負担の軽減の観点からも重要である。

4. 学校安全に関する PDCA サイクルの確立

(1) 学校における安全点検

<これまでの取組と課題>

○ 学校においては、学校保健安全法に基づき、当該学校の施設及び設備について、毎学期 1 回以上の安全点検を行わなければならないこととされている。また、学校設備については、日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならないこととされている。

○ 平成 25 年度末時点では、学校施設及び設備の安全点検を実施した学校は、98.1%となっており、ほとんどの学校において施設及び設備の安全点検が行われているが、法令上の義務である以上、全ての学校で実施されていないことは問題である。

○ 通学路の安全点検に関しては、従前より、交通安全、生活安全（防犯）、災害安全の観点から、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得ながら、登下校において児童生徒等の安全が確保されるよう通学路の定期的な点検が行われてきており、平成 25 年度には全国の 99%の小学校において 3 分野いずれかの観点からの安全点検が行われている。しかし、分野別にみれば、交通安全の観点からの点検は 97.9%、生活安全の観点からは 88.9%、災害安全の観点からは 74.9%と、全ての観点からの取組が十分でない地域もある。

○ 交通安全の観点からの点検については、平成 24 年に起きた通学中の交通事故を踏まえ、平成 25 年以降、学校の設置者・警察・道路管理者により、通学路の合同点検をはじめとする通学路安全対策を行うための推進体制の構築や基本的方針の策定などが進められているところであるが、体制構築等が行われていない自治体もある。

<今後の取組の方向性>

- 施設及び設備の安全点検を実施した学校のうち、48.5%の学校において支障となる事項が見つかったことから、定期的な安全点検を行うことの重要性は極めて高いと言える。また、平常時の安全性のみならず、地震や台風などの自然災害に対する構造上その他の安全性を確認することも重要である。このため、学校や学校の設置者は、学校施設・設備の経年劣化等による危険箇所等の点検・確認を法令に基づき確実に行うとともに、支障となる事項があると認めたとときには、遅滞なく、その補修、修繕等の改善措置を講じることが必要である。
- 通学路の安全点検については、未だ取組が不十分である地域においては、その改善を図ることはもちろんのこと、既に取り組んでいる地域においても、学校の周囲の交通環境や生活環境は移り変わっていくものであることから、関係機関との連携のもと、継続的な点検を行い、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクル（PDCA サイクル）として実施することが必要である。その際、専門機関との連携による科学的データ等の活用が効果的である。

(2) 学校管理下における事件・事故災害発生後の対応

<これまでの取組と課題>

- 学校の安全を確保するに当たり、事件・事故災害の発生を未然に防ぐことが第一であるが、万が一、学校管理下において事件・事故災害が発生した場合には、学校及び学校設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明や既存の安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止などの取組が求められる。
- これまで、事故発生時の初動対応は、主に危機管理マニュアルに基づき取り組まれてきたが、事故の検証や児童生徒・保護者への対応などについては、学校及び学校設置者の対応が十分でないとの指摘があった。このため、文部科学省では、平成 26 年度より有識者会議を設置して、これらの諸課題について検討を行い、平成 28 年 3 月 31 日に、学校事故対応の在り方に関する指針である「学校事故対応に関する指針」をとりまとめた。
- 学校事故対応に関する指針については、未だ学校における認知度が低いことや、学校設置者において同指針の趣旨に沿った適切な対応がなされていないことなどの課題が指摘されている。
- 学校管理下の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターに災害共済給付の支給に伴う数多くの事故データが蓄積されており、これまで様々な事故防止に関する調査研究に活用されてきた。特に、死亡や障害など重篤な事故については、具体的な事例に基づく予防策に活用され、学校における対策が推進されてきた。一方、学校管理下の事故全体の発生率の推移は横ばいであることから、事故全体の減少に向けたデータ分析・提供などの更な

る事故データの活用が求められる。

<今後の取組の方向性>

- 学校及び学校設置者が、学校事故対応に関する指針を十分に理解し、これに基づき適切な対応を行うことのできるよう、周知・研修を推進する必要がある。
- 学校管理下で死亡事故や重篤な事故が発生した場合には、同指針に基づき、事故に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」を行い、実効的な再発防止の取組につなげていくことが必要である。なお、詳細調査は、外部専門家等による第三者による調査委員会を設置して行うこととされているが、その中立性・公平性に疑義が生じないよう、保護者の意向を十分に踏まえた調査委員会の運営を行うことが強く求められる。
- 国は、同指針の運用状況について定期的に調査し、指針の改善に向けた検討を行うことが必要である。また、国に報告された事故調査報告書の内容を基に事故情報を蓄積し、分析することにより、学校事故の発生防止や事故発生後の対応改善を促進することが必要である。
- 学校事故の未然防止を促進するため、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、災害共済給付の支給実績等を活用して、学校管理下の事故発生状況の分析と防止策の検討を行うことが必要である。
- 学校は、関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むというセーフティプロモーションの考え方を参考に、学校安全に関する情報収集・分析を進めるとともに、適切な指標を設定し、将来の事件・事故の減少につながる PDCA サイクルの構築に取り組んでいくことが望まれる¹²。

5. 「チームとしての学校」の推進と地域・家庭、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

(1) 地域・家庭との連携・協働の推進

<これまでの取組と課題>

- 近年、学校が抱える課題が複雑化・多様化しているが、学校や教職員がそれら全てを担うことは困難になっており、地域や家庭と連携・協働した教育活動の推進が不可欠となっている。特に児童生徒等の安全に関する課題については、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが児童生徒等の命や安全を守ることにつながることから、地域や家庭と連携・協働した取組の推進が求められている。

¹² 例えば、学校安全に関する指標を設定し、実証的な学校安全の推進に取り組む学校を認証する制度として大阪教育大学の提唱する「セーフティプロモーションスクール」の取組がある。

- 現行計画においては、学校内外にかかわらず児童生徒等の安全を確保するため、
 - ① コミュニティ・スクール¹³や学校支援地域本部等をはじめ、地域のパトロール隊やスクールガード（安全ボランティア）、消防団や災害時安全ボランティア等と連携すること。
 - ② 防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全などに関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関（警察や消防署、気象台など）や団体、民間事業者（交通安全教育に関する教習所など）と連携して、安全のためのより効果的な取組を進めていくこと。
 - ③ 校区における防犯や防災などの地図の作成等を通し、学校・家庭・地域が、危険な箇所や児童生徒等が駆け込める安全な場所等についての認識を共有すること。
 などの重要性が指摘されている。

- また、地域と連携・協働して児童生徒等の安全に関する取組を進めていくことは、
 - ① 地域の一員として児童生徒等が防災訓練に参画し、発達の段階に応じた役割を体験的に学ぶことなどにより、大人になったときにその地域を守る意識の向上に資することが期待できること。
 - ② 地域の中で緊急時に児童生徒等が駆け込める場所を増やし、表示することで、緊急時の安全確保だけでなく、防犯に熱心な地域であることが示されることとなり、犯罪の抑止にもつながること。
 - ③ 日常的な地域との連携・協働の結果として、災害時に学校が避難所となった際に避難所運営が円滑に進むことがあること。
 などの効果が生じることについても指摘されている。

- 上記を踏まえ、現行計画期間中には、各地域において、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部における防犯対策や防災訓練¹⁴、スクールガード・リーダー¹⁵を活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修、外部専門機関と連携・協働した実践的な取組が推進されてきた。一方で、地域により取組の差があることに加え、学校安全を担う教職員の異動に伴う取組内容の減退など継続性に係る課題も指摘されている。

- また、家庭は全ての教育の出発点であり、児童生徒等が基本的な生活習慣・生活能力等を身につける上で重要な役割を担っているものであることから、保護者向けに様々な啓発活動などが行われてきたが、行政のアプローチには限界があり、必要な情報が届きにくい保護者もいるという課題が指摘されている。

¹³ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づき、当該学校の所在する地域の住民や当該学校に在籍する児童生徒等の保護者で構成される委員が当該学校の運営に関して協議する機関を置く学校。

¹⁴ 「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成 27 年度文部科学省委託調査）によると、コミュニティ・スクールの成果（校長意識調査）として、「子供の安全・安心な環境が確保された」（80.4%）が挙げられている。

¹⁵ 例えば、学校では、スクールガード等の学校安全ボランティアが通学時の見守り活動を行うなど、子供の安全確保に取り組んでいる。これらの取組を支援するため、文部科学省では、「地域ぐるみの学校安全体制整備の取組」事業において、防犯の専門家や警察官 OB 等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校やスクールガードに対する警備のポイントの指導等を実施したり、スクールガード養成講習会等を開催したりしている。

<今後の取組の方向性>

- 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」や「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（平成27年12月21日中央教育審議会）において提言されているように、子供の安全を確保するためには、様々な関係機関やボランティア等の地域人材との連携・協働は欠かすことのできないものであり、引き続き取組を進めていく必要がある。

- 学校においては、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部¹⁶等の仕組みを生かして、学校安全の観点を組み入れた学校運営を行うことが重要である。

- 学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルを基に、学校の安全教育・安全管理の方針を保護者や地域住民との間で具体的に共有することが重要である。例えば、保護者参観日やPTA総会、地域と学校が連携・協働した取組を実施する際など保護者や地域住民が来校する機会を活用し、安全に関する授業や避難訓練の設定等、防犯、交通安全、防災に関する具体的な情報を提供する等、学校と目標を共有しながら家庭や地域でも安全に関する教育が行われるような取組が必要である。

- 現行計画でも指摘されているが、私立学校や国立学校に関しては、学校安全に関する情報が入りにくいという課題があるため、各学校においては積極的に地域の情報ネットワークへの参画を図るとともに、地方公共団体においても教育委員会、私立学校担当部局、防災担当部局、警察等が連携をとりながら、地域にある学校全体が安全に関する情報ネットワークの中に含まれるよう留意する必要がある。また、国公私問わず必要な情報が各学校に適切に届けられるよう、国の情報提供の在り方を見直す必要がある。

(2) 関係機関との連携による安全対策の推進

<これまでの取組と課題>

- 上述のように、これまでも地域の实情に応じて、外部の専門機関との連携により、効果的な学校安全の取組が実施されてきた。児童生徒等の安全に関する課題には、学校だけでは対応が困難なものも多くあることから、引き続き、様々な観点から自治体の関係部局や外部の専門機関と連携を図ることが重要である。

¹⁶ 従来の学校支援地域本部等を基盤とし、より多くのより幅広い層の地域住民等の参画により、地域全体で児童生徒等の成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する体制

<今後の取組の方向性>

(原子力災害への対応)

- 原子力災害への対応について、現行計画では、学校の設置者は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害の教訓を踏まえ、学校の近隣における原子力関連施設の設置状況等に応じて、原子力災害時に児童生徒等の被ばくを最小限に留めるために迅速な対応がとれるよう不断に準備を行っておくことが必要であるとされている。

- 平成 25 年度末時点において、原子力施設から概ね 30 km圏内で緊急時防護措置を準備する区域である UPZ 内に所在する学校のうち、原子力被害を想定した危機管理マニュアルを作成している学校の割合は 66.9%であるとともに、原子力被害を想定した避難訓練を実施している学校の割合は 31.9%にとどまっている。学校設置者は、原子力安全担当の部署と連携をとりつつ、避難訓練等の必要な措置を講じることが必要である。

(新たな危機事象への対応)

- 学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、柔軟に危機管理の在り方を見直していく必要がある。例えば、学校に対する犯罪予告への対応や周辺でテロが発生した場合の対応の在り方などについて、学校の設置者は、警察や危機管理担当部局等と連携して、あらかじめ検討しておくことが必要である。